

令和3年度
全国下水道主管課長会議

令和3年4月22日

令和3年度全国下水道主管課長会議

目 次

○ 下水道企画課	
(1) 下水道行政全般に関わる動向について	3
(2) 広報活動について	21
(3) 人材育成について	35
○ 下水道国際・技術室	
(1) グリーン社会実現に向けた下水道の資源・エネルギー利用の促進	41
(2) 下水道における技術開発と実装化の推進について	61
(3) 下水道分野の国際展開について	63
○ 管理企画指導室	
(1) 下水道の持続的な経営について	70
(2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含むPPP/PFIの推進について	76
(3) 下水道の適切な維持管理について	92
(4) 行政手続きにおけるデジタル化の推進等について	95
○ 下水道事業課	
(1) 令和3年度予算について	98
(2) 財政制度等審議会等における指摘事項について	106
(3) 予算制度に関する変更点、留意点等について	107
(4) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について	111
(5) 下水道法改正に伴う事業計画の記載事項の変更（案）	113
○ 事業マネジメント推進室	
(1) 耐水化・耐震化・災害対応等について	115
(2) スtockマネジメント及び老朽化対策について	120
(3) 汚水処理施設の令和8年度概成に向けた取組について	125
(4) 広域化・共同化に向けた取組について	128
(5) 下水道工事等の適切な執行について	132
(6) 工事事故及び道路陥没事故防止対策等について	150
(7) 下水道リノベーションの推進について	157
(8) i-Gesuidoの推進について（下水道分野のDX施策）	162
○ 流域管理官	
(1) 浸水対策の推進について	170
(2) 雨天時浸入水対策の推進について	185
(3) きめ細やかな水環境管理の推進について	188
(4) 水質リスク低減に向けた取組の推進について	195
(5) 雨水・再生水利用等の推進について	202
○ 国土技術政策総合研究所及び（国研）土木研究所関係	
国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所における調査研究	205
○ 地方公共団体からの発表	
・宮城県（宮城県上工下水一体官民連携運営事業について）	223
・東京都（排水設備計画届出等の手続・業務のデジタル化について）	227
・兵庫県豊岡市（安定した下水道経営に向けた取組について）	229
・広島県（広島県下水道事業広域化・共同化計画について）	234
・福岡県福岡市（福岡市における水位周知下水道の指定について）	237

(5) 下水道工事等の適切な執行について

《新・担い手三法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～》

平成 26 年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手 3 法」）。この「担い手 3 法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5 年間で様々な成果が見られた。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在する。新たな課題に対応し、5 年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手 3 法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正された。

これらの改正を踏まえ、「新 3 K^{*}」の実現など魅力ある建設現場の創出のため自らの発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に執行いただきたい。

※新 3 K：給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる

災害時の緊急対応の充実強化

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

働き方改革への対応

○発注者の責務として以下の内容を規定

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

○公共工事等を実施する者の責務として適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

建設現場の生産性の向上

○限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- ・工事現場の技術者に関する規制を合理化。
元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
- ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

《令和 2 年度第 3 次補正予算等に係る下水道事業の執行について》

令和 2 年度第 3 次補正予算による追加事業の執行に当たっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行をお願いする。なお、円滑な事業執行に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や当該対策に係る費用を上乗せする等の柔軟な契約変更の徹底を行うなど、必要な措置を適切に実施いただきたい。

(1) 入札及び契約の適正化

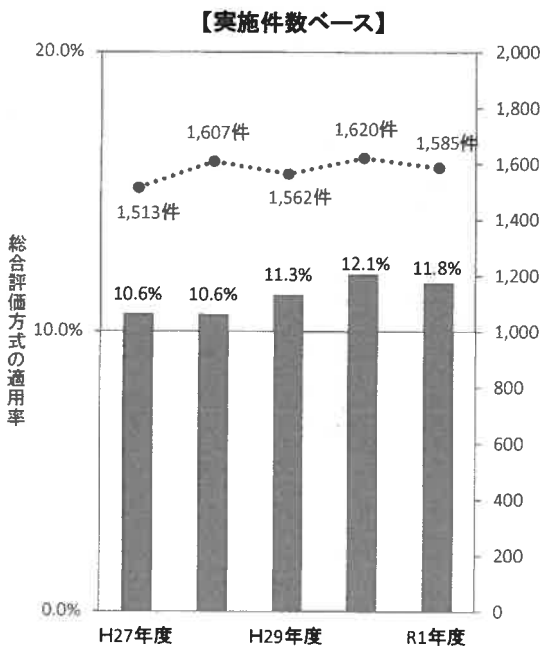
1) 多様な入札契約の導入・活用

① 調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

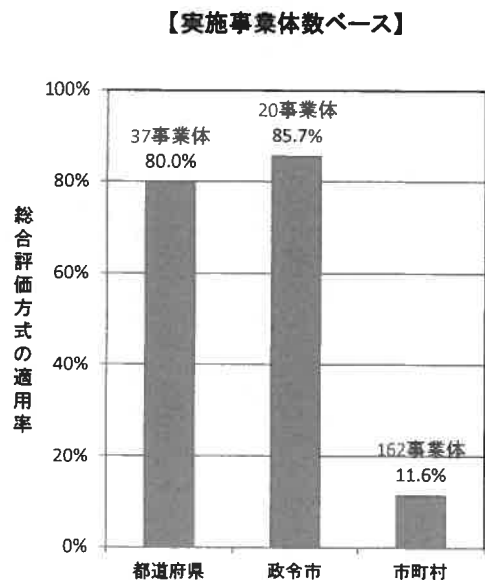
調査及び設計業務においては、価格競争のほか、適正価格による高品質な成果品を得るため、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年11月 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会より)等を参考にプロポーザル方式及び総合評価方式の活用を図るとともに、コンサルタント業務の発注にあたっては、極力、建設コンサルタント登録規程により登録されているコンサルタントの活用を図ること。

また、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保するとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うようお願いする。

さらに成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすとの観点から、成績評定の結果の活用を推進すること。



※適用率 = (実施件数 / 全入札件数)
 下水道事業を対象 (国土交通省下水道部調べ)
総合評価方式の推移 (実施件数ベース)



(令和元年度実績)
 ※適用率 = (実施事業体数 / 全事業体数)
 下水道事業を対象 (国土交通省下水道部調べ)

総合評価方式の取り組み状況

②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

工事の発注においては、令和2年に改正した「発注関係事務の運用に関する指針」（詳細は国土交通省土地・建設産業局建設業課 HP 参照）及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせるよう努められたい。

<主な入札方式>

(a) 落札者の選定の基準に関する方式

・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

・ 総合評価落札方式

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

・ 技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

・ 段階的選抜方式^{※1}

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

※1 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

<主な契約方式>

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

・ 工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式

・ 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

・ 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

・ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI^{※2}方式）

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で、工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

※2 Early Contractor Involvement の略

・ 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

・包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

・複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・CM方式^{※3}

対象事業のうち、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式^{※3} Construction Management の略

・事業促進PPP方式^{※4}

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

※4 Public Private Partnership の略

2) 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算の実施に努められたい。

- ・積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価[※]、資材等の実勢価格を適切に反映すること。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定すること。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用すること。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わないこと。

※「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」

<https://www.mlit.go.jp/common/001387434.pdf>

3) 施工条件の適切な明示及び請負金額の額や工期等の適切な変更

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行うこと。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うこと。

4) ダンピング受注の防止、予定価格等の事後公表

① ダンピング受注の防止

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招く恐れがある。このため、以下の対策の強化を図るようお願いする。

- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成31年3月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により 適切に見直すこと。
- ・ 低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による 失格基準を積極的に導入・活用すること。
- ・ 入札時において 工事費内訳書の提出を求めること。
- ・ 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08



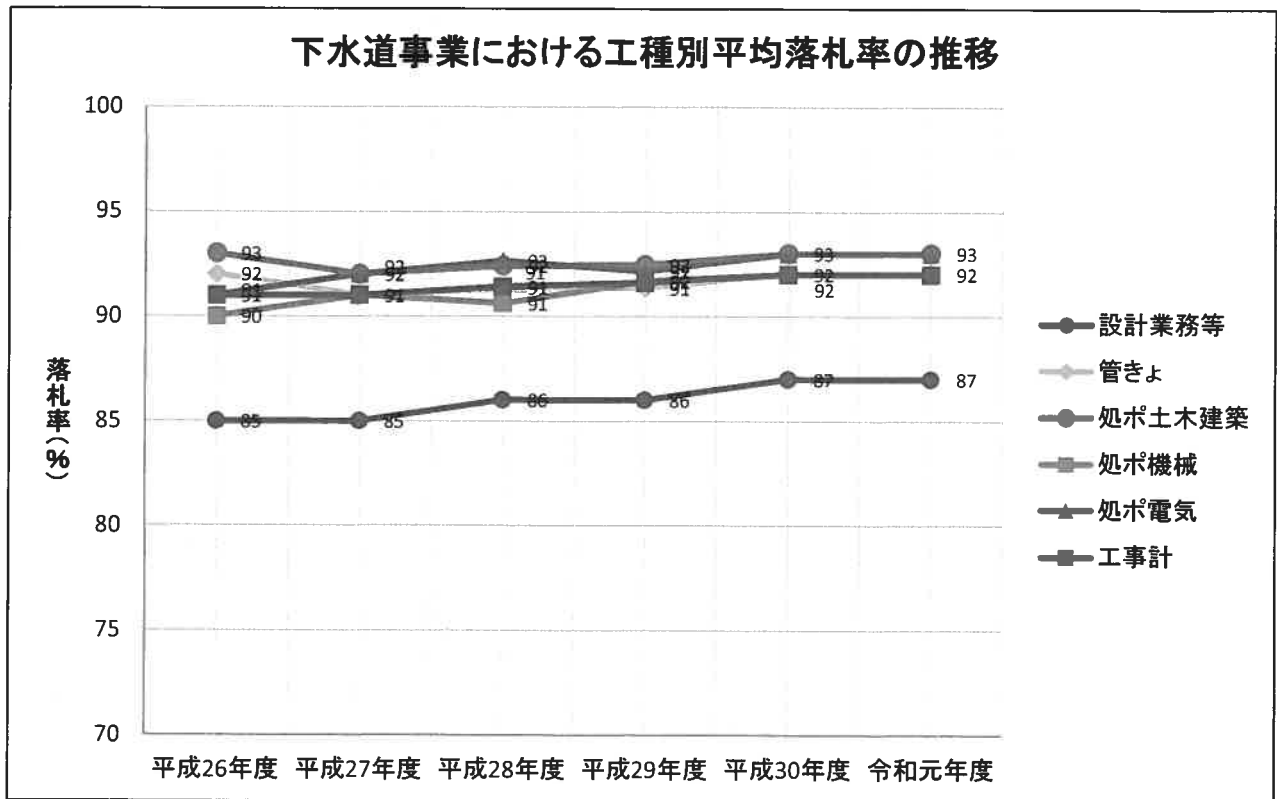
H31.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

※最低制限価格制度の運用については 《会計検査について》 3)平成28年度決算報告 も参照ください。

下水道事業における工種別平均落札率の推移



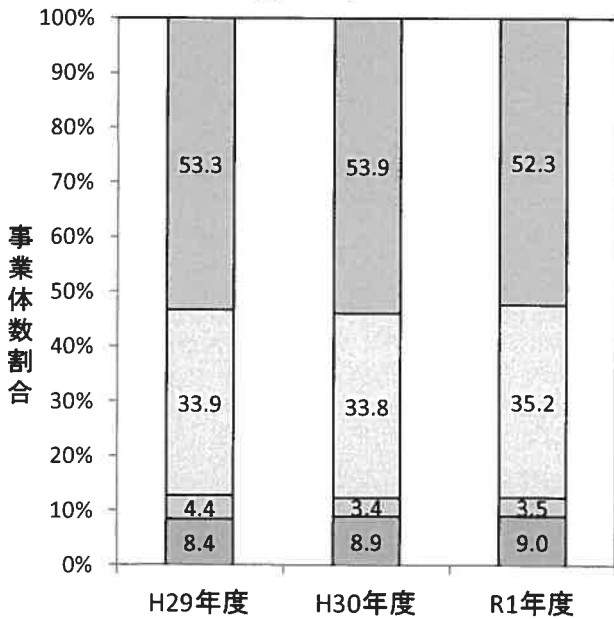
資料) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部調べ

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取り組み状況

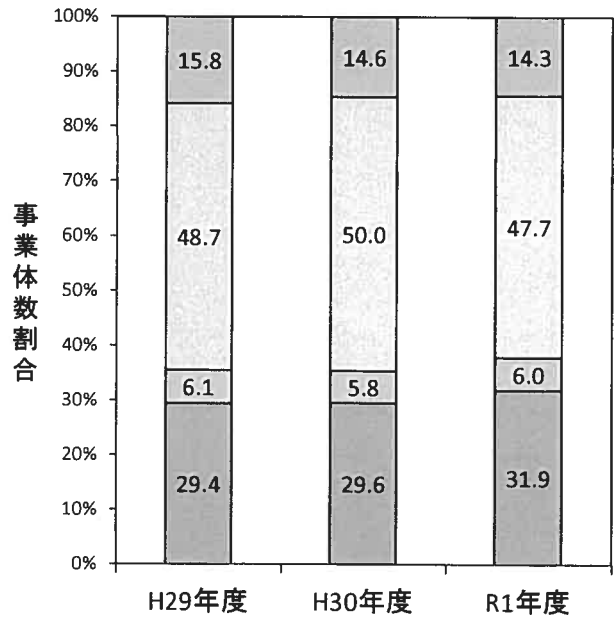
- どちらも導入していない
- 最低制限価格制度のみ導入
- 低入札価格調査制度のみ導入
- 低入札・最低制限価格制度ともに導入

- どちらも導入していない
- 最低制限価格制度のみ導入
- 低入札価格調査制度のみ導入
- 低入札・最低制限価格制度ともに導入

測量・設計・調査業務



工事



② 予定価格等の事後公表

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うようお願いする。

7. 予定価格等の公表

① 予定価格等の公表時期

機関・団体	令和元年度調査							
	全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
国	19	17	0	0	1	1	0	
特殊法人等	125	119	1	0	2	3	0	
地方公共団体	都道府県	47	16	8	9	0	0	
	指定都市	20	7	8	1	0	0	
	市区町村	1,721	665	213	83	646	16	8
合計	1,932	824	230	93	664	20	8	

機関・団体	構成比							
	全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
国	100.0%	89.5%	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%	0.0%	
特殊法人等	100.0%	95.2%	0.8%	0.0%	1.6%	2.4%	0.0%	
地方公共団体	都道府県	100.0%	34.0%	17.0%	19.1%	0.0%	0.0%	
	指定都市	100.0%	35.0%	40.0%	5.0%	0.0%	0.0%	
	市区町村	100.0%	38.6%	12.4%	4.8%	37.5%	0.9%	
合計	100.0%	42.7%	11.9%	4.8%	34.4%	4.8%	1.0%	

機関・団体	(参考) 平成30年度調査							
	全案件事後公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事前公表	全案件非公表	原則非公表、一部の案件で事後公表	原則非公表、一部の案件で事前公表	
国	19	18	0	0	1	0	0	
特殊法人等	124	118	1	0	2	3	0	
地方公共団体	都道府県	47	17	7	9	0	0	
	指定都市	20	7	7	2	0	0	
	市区町村	1,721	669	198	78	651	16	9
合計	1,931	829	213	89	669	19	9	

※全ての機関・団体を調査

予定価格等の公表時期について

令和元年度における公共工事の発注者による入札契約の適正化を図るための取組の実施状況

(令和2年8月21日付、国土交通省、総務省、財務省)より抜粋

調査対象機関：国19機関、特殊法人等125法人
 地方公共団体(47都道府県 20指定都市 1,721市区町村)
 調査対象時点：令和元年11月1日現在

5) その他

①若手技術者や女性技術者などの登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者が実績を積む機会が得られにくい場合、建設生産を支える技術・技能の承継が行われにくくなり、将来的な工物品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に支障が生じる懸念がある。豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用を促す方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、専任補助者制度の活用等により、施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用も考慮し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制の評価、現場代理人としての実績や専任補助者の成績・実績の評価など、適切な評価項目を設定

「令和2年1月 発注関係事務の運用に関する指針」参照

②工事一時中止

工事発注において、工事用地の確保や占有事業者等協議などの関係機関協議を調べ、適正な工事を確保し発注を行う事が基本であるが、受注者の責に帰すことが出来ない事由により施工が出来ないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部を中止を速やかに書面で命じなければならない。なお、受注者の責に帰すことが出来ない事由には下記の規定がある。

- ・工事用地等の確保できない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的または人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

- ・その他、発注者が必要があると認めるとき

一時中止の指示を行っていない場合、現場管理費等の増加や配置技術者の専任への障害が生じるといった指摘があり、適切な対応を行うようお願いする。

また、土木・建築工事の不調不落・工程遅れ等の事由により、関連する機械・電気設備工事にて製作した機器類の工場保管などが生じる事態を防ぐために、土木・建築工事の工程を確認の上、機械電気工事を発注する等、適切な対応をお願いする。

③工期の適正化と計画的な発注や施工時期の平準化

令和2年に改正された建業法及び入契法では、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の禁止や工期に影響する事象で認識しているものについて契約締結までに通知すること等が記載されている。

また、工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は法改正の趣旨を踏まえ、公示の平準化に努めること。

- ・繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組むようお願いする。

工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のために必要な情報を提供しなければならない。

実施を勧告

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

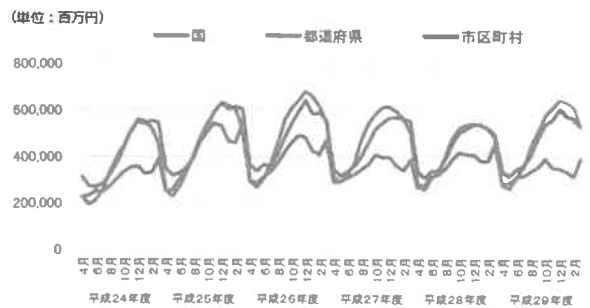
五～十六 (略)

地方公共団体における平準化の取組

取組状況 (地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

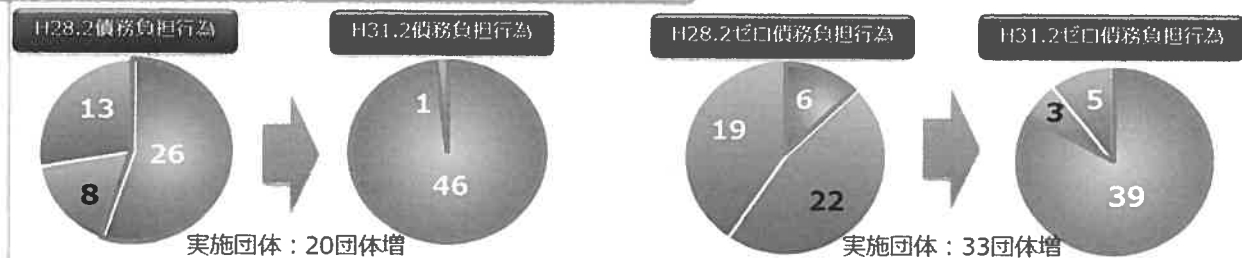
- H27.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
※以降、■H28.2、■H28.10、■H29.2、■H30.2、■H30.11、■H31.2に要請。
※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
【※H29.3に市区町村の事例を収集し、第2版を公表】
【※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第3版を公表】
- H31.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



出典：建設総合統計 出発高ベース (全国)

債務負担行為の活用状況 (交付金事業/H28.2、H31.2比較)



■本年度実施し、翌年度も実施予定 ■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討 ■実施していない

(2) 工事実施に当たっての留意点

1) 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

2) 監理技術者制度等の適正な運用

監理技術者等の変更が認められる場合があるので留意すること。

「監理技術者制度運用マニュアル」(最終改正 平成28年12月19日) 2-2(4) 監理技術者等の途中交代を参照し適切な対応をとること。

監理技術者の変更理由として、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ・受注者の責によらない場合により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ・一つの契約工期が多年に及ぶ場合

3) 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成26年2月)」により、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされ、工事現場の相互の間隔が緩和されているので注意されたい。なお、この通知により「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について(平成25年9月)」は、廃止されている。

また、現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について、平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを踏まえ、引き続き適切に運用するようお願いする。

さらに、監理技術者等の専任を要しない期間等については、「監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月改正)」ほか、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改定)(平成30年12月)」により、今般の建設業の働き方改革を推進する観点から、監理技術者等が休暇の取得その他合理的な理由で短時間現場を離れることが可能となる体制を確保するなど、本通知の主旨を踏まえた監理技術者等の適正な配置等に留意されたい。

4) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務の対応については各種通知を参照し適切に対応いただきたい。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応についても遺漏なきよう措置されたい。

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策 HP

https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html

【関連通知文書等】

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月26日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年3月）
- 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事および業務の対応について」（令和3年1月）
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年12月）
- 「監理技術者制度運用マニュアルの改定」（令和2年10月）
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改定」（令和2年9月）
- 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月）
- 「令和2年度国土交通省所管事業の執行について」（令和2年4月）
- 「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月）
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月）
- 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（令和元年10月）
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月）
- 「下水道工事における一括下請負の禁止について」（平成28年11月）
- 「工事の一時中止に伴う増加費用等の算定等について」（平成28年10月）
- 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月）
- 「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（平成27年6月）
- 「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月）
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における条件明示の考え方（案）」（平成23年3月）
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成22年6月）